

2018年10月11日

受益者の皆さまへ

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

「ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン」
信託の終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者の皆さまにご投資いただいております「ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン」（以下「当ファンド」といいます。）は、2018年11月30日（金）をもちまして、投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを下記のとおり実施させていただく予定であることをご案内申し上げます。

この信託の終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および当ファンドの投資信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施します。

つきましては、本書面および添付の「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託の終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りください。何卒、ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

なお、当ファンドの信託の終了（繰上償還）に賛成いただける場合には、必要な手続きはございません。
（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は、賛成するものとさせていただきます。）

敬具

記

1. 信託の終了（繰上償還）を行う理由について

当ファンドは2011年9月15日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、2018年5月末現在の受益権の総口数が2億2千万口と、投資信託約款第45条に定められた投資信託契約の解約の事由である10億口を下回る状況にあります。弊社といたしましては、このまま運用を継続するより、信託の終了（繰上償還）を選択することが、受益者さまにとって有利であると判断し、当ファンドの投資信託約款第45条の規定に基づき、信託を終了（繰上償還）するための書面決議の手続きを行うことといたしました。

2. 信託の終了（繰上償還）に係る書面決議の日程について

①書面決議の対象受益者の確定日	2018年10月10日（水）
②書面による議決権の行使期限	2018年11月12日（月）
③書面による決議の日	2018年11月14日（水）
④信託の終了（繰上償還）予定日	2018年11月30日（金）

3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託の終了（繰上償還）について賛成または反対される旨およびお名前、ご住所、2018年10月10日現在で保有されている受益権口数等の必要事項をご記入のうえ、2018年11月12日（月）必着で下記宛にご送付ください。2018年11月12日（月）弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

送付先

〒105-6325 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー25階
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
「議決権行使書面受付窓口」宛

【ご留意事項】

- ・ 同一の受益者の方が本決議につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・ 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- ・ お手続きにあたり、お客様に関する個人情報を販売会社と共有することにご同意いただいたこととしますのでご了承ください。なお、当該手続きに伴い弊社が取得したお客様に関する個人情報は、本書面決議を行うために利用し、他の目的には使用しません。

4. 書面決議（信託の終了（繰上償還）の決定）について

本書面決議は、2018年10月10日（水）現在の受益者さまの議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定どおり2018年11月30日（金）をもって当ファンドの信託の終了（繰上償還）を行います。償還金は繰上償還後、速やかにお取引の販売会社よりお支払いする予定です。詳しくは、お取引の販売会社にご確認ください。

また、上記の議決権口数による賛成を得られず本書面決議が否決された場合には、当ファンドの信託の終了（繰上償還）は行いません。この場合、その旨を速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

5. 信託の終了（繰上償還）が決定した場合の繰上償還前の購入・換金のお申込みについて

次のとおりとさせていただきます。

購入申込みの受付	2018年11月16日（金）まで
換金申込みの受付	2018年11月21日（水）まで

6. 反対受益者さまの買取請求権について

当ファンドでは、投資信託約款の規定に基づき、換金をご希望する反対受益者さまには解約の方法をとっていただくこととし、買取請求にはよらないことといたします。

7. 信託の終了（繰上償還）が決定した場合の繰上償還日までの運用について

信託の終了（繰上償還）決定から繰上償還日までの間は基準価額は変動しますが、償還準備のため組入

有価証券等を売却する等により、繰上償還日までの期間においては当ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる点にご留意ください。

＜お問合せ窓口＞

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社「議決権行使書面受付窓口」係

電話：03-4530-7333（代表）

（受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日等は除く））

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の相当性に関する事項

「ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン」につきまして、2018年5月末での受益権の総口数が2億2千万口と、投資信託約款の信託の終了（繰上償還）に関する規定の10億口を下回っていることから、投資信託約款の規定に基づき繰上償還するものです。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2018年11月30日（金）

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

信託の終了（繰上償還）の書面による決議が、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成を得られない場合には、信託の終了（繰上償還）は中止されます。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はございません。

5. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

1 【財務諸表】

ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成29年 8月21日現在)	当期 (平成30年 2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,764,082	889,788
金銭信託	340	—
コール・ローン	439,913	2,192,206
投資信託受益証券	312,289,885	292,339,026
親投資信託受益証券	49,936	49,916
派生商品評価勘定	1,170	1,491
流動資産合計	315,525,126	295,472,427
資産合計		
	315,525,126	295,472,427
負債の部		
流動負債		
未払金	1,617,254	—
未払収益分配金	1,129,019	1,104,535
未払解約金	48,458	6,297
未払受託者報酬	9,017	7,806
未払委託者報酬	150,253	130,108
未払利息	1	5
その他未払費用	2,995	2,592
流動負債合計	2,956,997	1,251,343
負債合計		
	2,956,997	1,251,343
純資産の部		
元本等		
元本	※1 225,803,973	※1 220,907,073
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	86,764,156	73,314,011
(分配準備積立金)	16,066,116	13,679,354
元本等合計	312,568,129	294,221,084
純資産合計	312,568,129	294,221,084
負債純資産合計	315,525,126	295,472,427

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成29年 2月21日 至 平成29年 8月21日		自 平成29年 8月22日 至 平成30年 2月20日	
営業収益				
受取配当金		9,856,910		7,541,120
受取利息		694		1,236
有価証券売買等損益		△1,285,163		△4,100,394
為替差損益		△9,790,074		△7,004,360
営業収益合計		△1,217,633		△3,562,398
営業費用				
支払利息		337		494
受託者報酬		52,829		51,463
委託者報酬		880,444		857,689
その他費用		199,863		218,631
営業費用合計		1,133,473		1,128,277
営業利益又は営業損失 (△)		△2,351,106		△4,690,675
経常利益又は経常損失 (△)		△2,351,106		△4,690,675
当期純利益又は当期純損失 (△)		△2,351,106		△4,690,675
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		474,922		△40,085
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		101,494,594		86,764,156
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,311,913		13,946,090
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,311,913		13,946,090
剰余金減少額又は欠損金増加額		15,368,332		16,061,902
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		15,368,332		16,061,902
分配金		※1 6,847,991		※1 6,683,743
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		86,764,156		73,314,011

6. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はございません。

7. 投資信託契約の解約の理由

前記 1. をご参照ください。

以上

補足説明資料

Q & A

①この書面『信託の終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ』は何ですか？

現在、信託期間中（信託設定日（2011年9月15日）より無期限）ではありますが、当ファンドの運用を繰り上げて終了し、お預かりしている運用資産を受益者の皆様へお返しする予定であることをお知らせするものです。「投資信託及び投資法人に関する法律」により、信託を終了する場合、この書面を受益者に対して交付を行うことが義務付けられております。

②なぜ信託の終了（繰上償還）を行うのですか？

当ファンドの受益権の総口数は、投資信託約款の信託の終了（繰上償還）に関する規定の10億口を下回っていることから、投資信託約款の規定に基づき繰上償還するものです。今後当ファンドの受益権口数の大幅な増加は見込み難く、当ファンドにおいて効率的な運用および商品性の維持が困難となることが懸念されます。弊社といたしましては、このまま運用を継続するより、信託の終了（繰上償還）を選択することが受益者さまにとって有利であると判断いたしました。なお、2018年5月末時点の受益権の総口数は、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である10億口を大幅に下回る約2億2千万口となっております。

③何か行動を起こす必要はありますか？

この信託の終了（繰上償還）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い書面決議を行い、その決議をもって実施する予定です。ファンドの繰上償還について、ご同意いただける場合は、特にお手続きをいただく必要はございません。ファンドの繰上償還について、反対される場合には、同封の「議決権行使書面」に、反対のご意向等の必要事項をご記入のうえ、弊社までご送付ください。送付先等の詳細については、書面『信託の終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ』をご覧ください。

④書面決議とはどのようなものですか？

書面決議は、議決権を行使することができる受益者（2018年10月10日（水）現在の受益者の皆様）の議決権口数（2018年10月10日（水）現在の受益者の皆様の口数合計）の3分の2以上の賛成をもって可決されます。前記の議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、当ファンドの信託の終了（繰上償還）の手続きは行いません。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

⑤償還金の支払日はいつですか？

書面決議を経て信託の終了（繰上償還）が確定した場合、償還金は信託終了日（2018年11月30日（金））の翌営業日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。支払い日については、販売会社により異なりますので、各販売会社にお問い合わせください。

⑥最終の換金申込日はいつになりますか？

書面決議を経て信託の終了（繰上償還）が確定した場合、ご換金のお申込みの最終受付日は2018年11月21日（水）となります。なお、その際のご換金価額は2018年11月22日（木）の基準価額となります。

以上